

令和元年度 事業報告書

自. 平成31年4月 1日

至. 令和 2年3月31日

一般社団法人香川県自動車整備振興会

令和元年度の我が国経済は、夏の相次ぐ自然災害の発生や10月の消費税率引き上げの実施があったものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復していたところですが、令和2年に入ると新型コロナウイルス感染症の拡大により、一転して回復基調に影響を及ぼす状況となりました。

さらに、東京オリンピック・パラリンピックについても、令和2年7月の開催予定が1年程度延期されることとなり、景気の様子が心配されるところです。

また、新型コロナウイルス感染症により、外出自粛要請や営業自粛要請などが行われ、業種によっては、営業活動に支障をきたし、失業者も増加傾向であるものの、依然として中小企業の人手不足と従業員の高齢化も慢性化した状況であり、事業継続等に与える影響も大きく、経営環境の先行きには引き続き厳しい状況が続いています。

世界経済を見ると、米中双方が互いにほぼ全輸入品に追加関税を課すことに表明し続けたことから貿易戦争まで発展し、両国間の貿易は縮小して成長率は低下に転じ、いずれの主要国・地域の経済も減速しており、我が国の輸出にとっては厳しい対外環境であったといえます。

一方北朝鮮の核問題についても米中首脳会談が合意に至らぬまま終了した後、両国の協議はほとんど前進していない状態が続き、中東情勢については政情不安による地政学的リスクは依然と高く、不透明感が増しています。

このような状況下、自動車の販売台数については、令和元年の国内新車販売台数（軽自動車を含む）は昨年10月からの消費税率引き上げによる消費マインドの冷え込みなどにより前年同期比1.5%減少しましたが、（登録車が1.9%減、軽自動車が0.7%減）3年連続で500万台を超え、5,195,216台となりました。

自動車整備需要の基盤である自動車保有台数は、令和元年6月末現在で82,122,890台、前年同月比0.3%増（香川県793,189台、0.42%増）

と若干前年比プラスとなったものの、中・長期的に見ると個人消費の低迷や少子高齢化が影響してあまり増加は期待できない状況となりました。

他方、経済状況を反映した自動車の長期保有傾向もあり、微増の状況が続き、自動車保有構造は長期使用車両の増加や維持費の安い軽自動車等への移行が依然として進んでいる状況となっています。

このような中、国土交通省は今後の自動運転車等の普及を見据え、本年5月に道路運送車両法が改正され、令和2年4月から特定整備の認証制度が施行されることとなり、電子制御装置整備やOBD検査の導入、エーミング作業（機能調整）について規定されたところでございます。

また、国土交通省は高齢運転者による交通事故対策の一環として65歳以上の人が緊急自動ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置の両方を備えた車を購入する場合など新車登録車で10万円、軽自動車で7万円、さらには中古車についても緊急自動ブレーキのみを搭載した場合、2万円補助されることとなり、本年3月より申請が開始されました。

さらに国土交通省は2021年11月以降に販売される新型乗用車（軽自動車含む）に自動ブレーキの搭載を義務付けることを発表しており、より安全な車両が普及されることとなり、交通事故防止につながる事が予想される所です。

こうした状況下、自動車整備業につきましては、先般1月に日整連から平成31年度自動車分解整備事業の実態調査結果が発表されましたが、それによると平成31年度調査における総整備売上高は5兆6,216億円となり、前年度と比較すると921億円増（1.7%増）と3年連続の増加となりました。

一方、本年度における自動車整備業を取り巻く主な動きとしましては、

- ① 道路運送車両法が改正された（令和元年5月24日公布、令和2年4月1日施行）
 - (1)保安基準対象装置への自動運行装置の追加
 - (2)分解整備の範囲が拡大され、電子制御装置整備が追加（特定整備の認証制度が導入）
 - (3)自動車検査証のICカード化 など
- ② 日整連による検査手数料について予納方式による軽自動車OSSが今年1月から開始された。
- ③ 国土交通省平井整備課長あてに「自動車分解整備事業に係る令和2年度税制改正及び延長に関する要望」を提出した。

- ④ 65歳以上の高齢運転者が衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載する車両を購入する際の補助金制度、サポカー補助金や後付け装置導入補助事業が決定された。
(1)新車10万円、軽自動車7万円、中古車4万円など
- ⑤ 生産から9年以上経過したタカタ製エアバックについて、車検を通さない措置が拡大された。(令和2年5月1日以降)
- ⑥ 政府は国内で2021年11月以降に販売される新型乗用自動車(軽自動車含む)に衝突被害軽減ブレーキ(自動ブレーキ)の搭載を義務付けた。

このため、当会では会員各位のご理解とご協力の下に、本年度も諸事業に取り組みましたが、その主な事業内容は、以下のとおりであります。

(1) 点検整備促進啓発活動事業の推進

本年度も会員各位のご理解とご協力の下に、点検整備促進啓発活動事業の一環として、当会が最重点事業として展開している四季を通じた「オアシスのキャッシュバックキャンペーン」に、総力を挙げて取り組むとともに、お客様の入庫促進やお客様とのコミュニケーションをより深めていただくため、本年度も「無料カーチェック・シート」の活用について、さらなる普及浸透に努めました。

また、日整連・整商連が推奨する「オアシス車検&オアシス点検」の普及促進、マスメディアを有効活用し、自動車整備業界の社会的な有用性の発信などを通じて、自動車整備業の振興発展やイメージアップに努めました。

この結果、本年度最後の「オアシスのキャッシュバックキャンペーン“冬キャン”」では669事業場のご参加をいただき、前回、前々回には及びませんでした。参加率70%台を維持し、72.4% (参加枚数41,855枚) となりました。

(2) 点検整備促進街頭キャンペーン等の実施

運輸支局主催の「自動車点検整備推進運動」及び「定例街頭検査」、西日本高速道路(株)四国支社並びに警察本部高速道路交通警察隊主催の「マイカー無料点検」(豊浜SA及び津田SA)の実施に協力するとともに当会自らが主催する「点検整備促進街頭キャンペーン」を県下8箇所で開催し、定期点検整備未実施車両に対して「定期点検整備促進チラシ」を配布するなど自動車使用者の保守管理意識の高揚に努めました。

また、交通安全母の会や地域コミュニティセンター関係者と連携して「自

動車点検教室」を延べ7回開催するとともに、大型商業施設などにおいて、来店された自動車ユーザーを対象にアンケート調査やマイカー無料点検を行うなど「新点検整備推進キャンペーン」を7回実施し、自動車使用者に対して点検整備の必要性・重要性を啓発するなど、保守管理意識の高揚に努めました。

(3) 事業者負担の軽減化等への対応

指定工場を対象とした継続検査OSSに係る加入については本年1月からの軽自動車OSSの検査手数料の予納方式が開始されたことから同OSSの普及・推進に努めた結果、令和2年3月末現在において、保適証サービス登録事業場数について261事業場が加入し、加入率64.6%（全国19,596工場、65.1%）となっており、また、代理申請登録事業場は31事業場（全国2,959事業場）となっています。

次に車検時等における事業者負担の軽減化と生産性の向上を図る観点から、整商連並びに香商組と連携して「日立整備工場提携レンタカー」の普及・促進に努めました。

また、整備業界の指針である「自動車整備業のビジョンII」のさらなる普及・浸透を行うとともに自社の経営状況を簡易に自己診断できる「簡易経営自己診断システム」の普及・促進を行うなど、自動車整備事業の健全経営化に努めました。

(4) 各種技術研修会等の開催

ユーザーの省エネルギーや安全・環境問題に対する意識の変化により、ハイブリッド車（HV）や電気自動車（EV）など、高度な電子制御を備えた次世代自動車の普及が著しく、新技術への迅速な対応が必要不可欠であることから、実技試験免除の「自動車整備士養成講習」や「整備主任者技術研修」に加えて、労働安全衛生法に定める特別教育（低圧電気取扱特別教育、巻上げ機（ウインチ）取扱特別教育）を実施し、さらにはユーザーが新技術対応工場であることを認識していただくため「スキャンツール活用事業場認定制度」に基づく「コンピュータ・システム診断店」の必要要件である「スキャンツール基本研修」や「スキャンツール応用研修」さらには「スキャンツール・ステップアップ研修【充電制御システム】」の開催を計画したところ、応募者少数のため中止となりましたが、「技能向上技術研修会『電気の基礎教育』」や「ハイブリッド・メンテナンス（アクア編）」さらには「ADAS研修会（トヨタ・ダイハツ編）」等を開催するなどメカニック等の技能の向上に努めました。

また、本年度も自動車整備士登録試験実施機関として、一級小型自動車整備士学科試験に係る口述試験を実施するとともに、自動車整備技能登録試験実施計画に基づき学科試験及び実技試験を実施いたしました。

(5) 各種定期研修会（法令）等への協力

運輸支局主催の「不正改造車排除運動事業者講習会」、「自動車検査員教習」、「自動車検査員定期研修会」、「整備主任者定期研修会」などの実施に協力し、事業運営の適正化（法令順守の確立）や業界情勢に係る情報の提供に努めました。

また、5月に道路運送車両法が改正され、電子制御装置整備の追加（特定整備の認証制度が導入）やOBD検査の導入などが定められ、令和2年4月1日から施行されることから、日刊自動車新聞社取締役の花井真紀子氏を講師としてお招きし、改正道路運送車両法のポイントや特定整備の認証制度の概要などについて講演会を開催いたしました。当日は、例年に無く多数の方が出席され、関心の高さが伺われました。また、東讃支部主催の講演会開催についても支援・協力を行いました。

なお、日整連より委託を受け、自家用車による「事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修会」を本年も開催し、運輸支局への許可申請手続きの円滑化に努めました。

(6) 第22回全日本自動車技能競技大会への出場

一昨年に第8回香川県自動車整備技能競技大会を開催し、亀山選手、福嶋選手が優勝、準優勝され、その結果、優勝、準優勝の両名が11月に香川県代表として第22回全日本自動車整備技能競技大会に出場し、全国で優秀な成績を残すことができました。

なお、令和3年度に第23回全日本自動車整備技能競技大会が開催されることから、代表選手を選考するため、令和2年度に第9回香川県自動車技能競技大会を開催することにしています。

(7) ICT化への対応

「スキャンツール活用事業場認定制度」に基づく「コンピュータ・システム診断認定店」の要件や令和2年4月から特定整備の認証制度の要件として整備情報であるF A I N E Sの加入が必要となっていることから本年度も年間を通じて「F A I N E S加入促進キャンペーン」や「F A I N E S活用研修（基礎編）」を実施し、個別訪問を行うなど新規入会者や新規指定工場会員の加入促進に努めました結果、前年度に比べ4件プラスとなり、本年度

末現在の加入事業者は387会員となりました。

また、会員各位への情報の提供手段であるホームページの内容の充実を図るとともにタイムリーに各種情報の提供に努めました。

(8) 使用済み自動車の適正処理等への対応

自動車リサイクル法に係る使用済み自動車の引取業及びフロン類回収業の登録更新手続き等の支援を行うとともに産業廃棄物処理に関する「電子マニフェスト制度」の啓発活動を行うなど、使用済み自動車や使用済みバッテリーの適正処理の推進並びにリサイクル部品の普及促進に努めました。

(9) 環境保全・省資源への対応

温暖化対策については引き続き、CO₂総排出量削減を推進するとともに整備業界の対応として、日整連による国の方針に基づいた新たなCO₂削減のための数値目標の策定を行い、引き続き削減の取り組みを推進していくことにしています。また、事業場内の経費削減を推進するため「環境家計簿CO₂算定システム」の利用促進に努めました。

(10) こども110番の店活動の実施

こども達が安心して暮らせる安全な街づくりの推進に向け、地域密着業種である自動車整備事業の地域社会への貢献度の重要性が増していることから、本年度は主に新規会員を対象とし、「こども110番の店」活動事業への参加募集に努めました。

(11) 近代整備（会報）の発刊

会員各位への情報の提供手段の一つである「近代整備（会報）」の掲載内容の充実化を図るとともに、自動車整備業界情勢に係る最新情報の提供に努めました。

特に、本年度は①車両法や省令改正に伴う各種改正内容②審査事務規程の一部改正の周知、③スキャンツール補助金制度の概要④令和元年度ASV（先進安全自動車）購入補助金の概要について⑤消費税率引き上げに伴う消費税の円滑な転嫁についてなどについて逐次掲載いたしました。

(12) 青年部活動の支援

自動車整備業の活性化や近代化には青年部会の積極的な活動が不可欠なことから、さらに青年部会活動を支援協力することにしています。

(13) 事務局職員の資質の向上等

会員各位のニーズに的確に応えるため、日整連などが主催する各種研修会等へ職員を出席させ、更なる資質の向上に努めるとともに、O A化による事務の簡素化及び効率化を図りました。

(14) 関係機関への要望等

本年度も会員各位の事業運営に係るご意見・ご要望の把握に努めるとともに、自動車整備業界が直面する諸問題等について、関係機関等への意見具申を行いました。

以上、令和元年度に実施した主な事業内容を列記しましたが、その詳細については、次のとおりであります。

なお、これら諸事業の実施に際しましては、四国運輸局香川運輸支局をはじめ、関係機関及び関係団体のご指導とご支援、会員各位のご理解とご協力の賜であり、深く感謝申し上げる次第であります。